

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【公開番号】特開2016-17402(P2016-17402A)

【公開日】平成28年2月1日(2016.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-007

【出願番号】特願2015-136594(P2015-136594)

【国際特許分類】

E 02 F 9/16 (2006.01)

B 62 D 25/06 (2006.01)

【F I】

E 02 F 9/16 A

B 62 D 25/06 D

B 62 D 25/06 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月3日(2018.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

作業機械用のオペレーターコンパートメント構造であって、前記オペレーターコンパートメント構造は、

内面と外顔とを有する屋根と、

1.5mから2mの間の距離だけ前記屋根から離間した床とを備え、

前記屋根の内面の第1部分は前記床に対して斜めに向けられ、

前記屋根の内面の第2部分は前記屋根の内面の第1部分と前記床の両方に対して斜めに向けられる、コンパートメント構造。

【請求項2】

前記屋根の内面の全体が床に対して斜めに向けられる、請求項1に記載のコンパートメント構造。

【請求項3】

前記屋根の内面の第1部分及び第2部分のそれぞれが前記屋根の内面の約50%を画定する、請求項2に記載のコンパートメント構造。

【請求項4】

前記屋根は二次加工される、請求項1から3のいずれか1項に記載のコンパートメント構造。

【請求項5】

前記屋根は勾配屋根の形状を有する、請求項1から4のいずれか1項に記載のコンパートメント構造。

【請求項6】

前記屋根は5度から15度の間のピッチ角を有する、請求項5に記載のコンパートメント構造。

【請求項7】

前記屋根は5度から10度の間のピッチ角を有する、請求項6に記載のコンパートメン

ト構造。

【請求項 8】

前記屋根は約 7 度のピッチ角を有する、請求項 7 に記載のコンパートメント構造。

【請求項 9】

前記屋根は金属材料を含む、請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載のコンパートメント構造。

【請求項 10】

前記屋根は鋼製の屋根である、請求項 9 に記載のコンパートメント構造。

【請求項 11】

前記屋根は鋼板、好ましくは 5 ~ 8 mm の厚さの鋼板から組み立てられる、請求項 10 に記載のコンパートメント構造。

【請求項 12】

前記屋根の外面を覆うように構成されたルーフカバーを更に含む、請求項 1 から 11 のいずれか 1 項に記載のコンパートメント構造。

【請求項 13】

前記ルーフカバーはプラスチック材料を含む、請求項 12 に記載のコンパートメント構造。

【請求項 14】

前記屋根の内面と前記床との間に位置する音響ルーフライナーを更に含む、請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載のコンパートメント構造。

【請求項 15】

前記ルーフライナーは発泡材料を含む、請求項 14 に記載のコンパートメント構造。

【請求項 16】

前記ルーフライナーと前記屋根の内面との間に空隙が設けられる、請求項 14 又は 15 に記載のコンパートメント構造。

【請求項 17】

前記音響ルーフライナーと前記屋根の内面の第 1 部分との間の空隙は、前記屋根の内面の第 1 部分の領域にわたって変化する高さを有する、請求項 16 に記載のコンパートメント構造。

【請求項 18】

前記コンパートメント構造は転倒保護構造である、請求項 1 から 17 のいずれか 1 項に記載のコンパートメント構造。

【請求項 19】

前記コンパートメント構造は落下物保護構造である、請求項 1 から 18 のいずれか 1 項に記載のコンパートメント構造。

【請求項 20】

作業機械であって、

4 気筒又は 6 気筒のエンジンと、

作業アーム (2) と、

請求項 1 から 19 のいずれか 1 項に記載のオペレーターコンパートメント構造とを含む作業機械。